



知的財産の価値評価

第1回 知的財産の価値とは？



知的財産学部

教授 林茂樹

- 第1回 知的財産の価値とは？
- 第2回 知的財産の会計的扱い
- 第3回 定性的価値評価
- 第4回 定量的価値評価
- 第5回 中小企業の知財価値向上
- 第6回 知的財産ファイナンス

- ◆ 価値とは：
 - ⇒ それからどのくらいの**メリット**が得られるか
 - ⇒ 役立つ度合いや**有用性**
- ◆ ケースごとに**ニーズ**や、**役立ち方**は様々
 - ⇒ **主観的、相対的**
- ◆ 企業にとっての価値とは
 - ⇒ 企業収益獲得にどの程度**貢献**できるか

研究開発・投資の選別

出願判断

特許料支払

ライセンス交渉

訴訟対応

キャッシュ・フロー

事業自由度確保

独占実施・参入障壁

訴訟の回避

評判とイメージ

他社技術へのアクセス

中小企業の場合大企業との連携が可能

- ✓ 知的財産をどのような**目的**で活用するか
- ✓ 知的財産をどのように**活用**するか
により評価が大きく変化

- ✓ 知的財産の価値は、**ビジネスモデルと**
独立に判断することは困難
- ✓ **保有企業の体力、資質**により大きく変動

実施許諾の範囲

ライセンスの期間

技術の優位性、進歩性

サブライセンス

技術移転の支援

改良発明の取扱

- 強い特許を保有していないと
効果的連携が不可能
 - 外部組織との連携を前提とした
知財管理と活用
 - 知財流動化拡大
- ⇒ **知的財産評価の必要性向上**



知的財産の価値評価

第2回 知的財産の会計的扱い



知的財産学部

教授 林茂樹

なぜ知財関連の会計の基礎知識

が必要なのか

- 企業は企業価値向上を目指す
企業競争力の根源をなす知的財産
の投資家への適切な説明が重要
- 知財流通や知財資金調達活発化

なぜ知的財産の価値評価が難しい？

…大半が資産として財務諸表に
計上されていないから

どうして財務諸表に資産計上されない？

…会計上の規定があるから

国際会計基準 資産計上の認識要件

①資産に起因する将来の経済的便益が
企業に流入する可能性が高い

and

②取得原価が信頼性を持って測定できる

自己創造知的財産のコストの多くは
資産として認識されない

M&Aや購入された特許権や
「のれん」等は資産認識される

資産認識にアンバランス

企業買収時に、獲得資産以上の対価を支払った差額(=買収額-資産額)

資産	負債
	株主資本
(のれん)	

米国では
株式時価総額が
株主資本の約3倍

株式時価総額

2010年3月期から国内上場企業の
国際会計基準任意適用を認める

2014年8月独自の
修正国際会計基準策定

のれん

国際会計基準では、減損処理
日本会計基準では、償却対象

企業活動の効果的な把握が困難

知的財産報告書や
関連情報を統合して報告する
統合報告書増加中



知的財産の価値評価

第3回 定性的価値評価



知的財産学部

教授 林茂樹

定性的評価

研究開発費配分時などの
相対的評価(新規性・進歩性)

定量的評価

ライセンス・譲渡、職務発明、
損害賠償などの金銭的評価

(1) 定性的評価

① 技術的評価

開発レベル、技術水準
ライフサイクル

② 法的評価

有効性、権利範囲
他社権利との関係

③ 経済的評価

事業性、収益性
市場性

① 技術的評価（リスク）

開発のフェーズ
(基礎・応用・開発)

開発リスク
開発が途中で中止

完成リスク
製品化まで至らない

実現性

自社や他社の実施

① 技術的評価（技術水準）

先行性

革新性、課題解決の大きさ

技術レベル

性能、コスト、他技術比較

習熟性

安定性

投資額

追加投資の必要性

①技術的評価（ライフサイクル）

差別化

機能面の他技術との差、魅力

成熟度

技術の安定や改良の状況

応用性

他分野の製品への応用可能性

普及性

普及の度合い

代替性

他技術による代替の可能性

権利の有効性

権利行使の強さ、発明
の完成度、無効可能性

権利の幅

基本特許と周辺特許
権利範囲の広さ

回避困難性

請求項の広さ、出願国

侵害事実の
把握容易

他社権利
非侵害

他社が
取得する
可能性

他社との
関係

抵触
関係の
有無

秘匿の可能性

市場存在リスク

市場規模と拡大可能性

市場における競争状況

市場規模、シェア、ロードマップ

品質・機能・性能的な強み、弱み

用途的多様性
(技術利用の容易性、補完性)

販売面
(価格、寿命、競業製品など)



知的財産の価値評価

第4回 定量的価値評価



知的財産学部

教授 林茂樹

コスト・アプローチ

歴史的原价法
再構築費用法

マーケット・
アプローチ

類似取引比較法
株価収益率法

インカム・アプローチ

DCF法
リアルオプション法

コスト：
原材料費、労務費、間接費等

知的財産構築に要したコストを
明確に分離

コストの計算期間を適正化

⇒他のアプローチに比べ算出が比較的容易

➤ 問題点

成功した場合の成果やリスク
有効期間等が反映されていない

同類のコストをかけても
同じ効果が得られるとは限らない

(1)コスト・アプローチ

▶ コスト・アプローチが用いられる場合

収入を予測することが困難な場合

内部用で、第三者へ移転する
知的財産でない場合

(2)マーケット・アプローチ

市場で第三者間により合理的価格で取引された類似の取引価格を知的財産の評価額とする

最も客観的だが、情報量が少ない

(2)マーケット・アプローチ

類似した取引価格で、知財価値を推測

ベンチャー出資の株価算定基準や、
M&Aの価格算定等に用いられている

✓ 公開情報が増加すれば、有効な手法

(3) インカム・アプローチ

知的財産を活用した製品から生ずる
フリー・キャッシュフローを計算
= 収入予測 - 費用・税金 ± 資金面調整



割引現在価値を計算



知財の貢献度を勘案

市場環境
市場競争力
予測収入の実現性
割引率
有効期間(ライフサイクル)
知財の貢献度

企業の経営戦略により
大きく影響される

利益の将来予測が困難
貢献度の判断が困難
不安定性の予測困難

知的財産を企業から切り離し
知財単体として識別することが困難

保有する企業の戦略や競争力により
大きく変動

外部に情報が開示されにくく
取引事例が少ない

多面性があり、価値が変動しやすく
主観的な判断とならざるをえない



知的財産の価値評価

第5回 中小企業の知財価値向上



知的財産学部

教授 林茂樹

①社長の知財重視のリーダーシップ

②事業戦略と知財戦略の一体化

③大企業との効果的な連携

④特許と営業秘密の組み合わせの活用

トップの知財重視の意識が最も重要

社長が知財は経営目的達成の
中核と認識

知財教育はトップ主導で
計画的に繰り返し浸透

自社の知財を前提に
どのような事業を展開したいのか
どのような市場に出るのか

そのためには何が必要か

自社単独か、他社と連携か

連携の中で、どのような位置を占めるか

中小企業にとっての知財活用

1. 研究開発成果保護、事業自由度確保
2. 大企業との連携が可能
3. ライセンス
4. 他社技術や知財との融合による
付加価値向上
5. 他社知財へのアクセス
・・・情報発信、情報収集

大企業と連携の留意点1

- 優良中小企業との連携を必要とし、
本気で取り組む企業と連携
- 重要部品は物理的に分解が
出来ないよう工夫
- 出願は連携の前に済ます
- 不利な契約を締結させられないよう注意
- 共同出願だと実質的に大企業が利用

大企業と連携の留意点2

- 秘匿すべきものと、開示可能を峻別
- 図面は渡さない、工場を全ては見せない
- 秘密保持契約の早期締結
- 人材流出阻止
- 素材メーカーなどからの情報流出防止
- 特許出願のみならず、
 ノウハウとして保護も重要

大企業と連携の留意点3

- アライアンス先を大企業1社としない
- 中核企業としてのポジションを構築するために、生産、販売、原料調達のアライアンス先を確保
- 委託生産によるノウハウ流出
⇒委託範囲のすみ分け等により秘密保持
- 情報開示のタイミングをコントロール

営業秘密とは

1. 秘密として管理
2. 事業活動に有用な技術上
または営業上の情報
3. 公に知られていない情報

例：研究データ、製品の原材料情報
製造工程、顧客名簿など

- オープン

特許を取得し大企業の信頼獲得
ライセンス料獲得

- クローズド

製造方法などをブラックボックス化し
競争力強化、自社独占

特許と営業秘密

どこを特許として管理し
どこを営業秘密とするか

特許とノウハウの組み合わせ
により競争力を向上

製品の成分・組成について特許を取得
製造ノウハウを蓄積し、競争力確保

特許+品質管理+ノウハウ+サービス
により模倣を防ぐ



知的財産の価値評価

第6回 知的財産ファイナンス



知的財産学部

教授 林茂樹

融資

知財担保融資

知財を評価した融資

ファイナンス
スキーム

- A. 投資有限責任組合
- B. 特定目的会社
- C. 信託

知的財産
担保融資

特許等の知財を担保として
評価し評価額の
5～7割程度を融資

知的財産を
評価した融資

知財情報を重要な
判断材料として
行う融資

1. 平成7年度より日本開発銀行開始
2. ベンチャー企業の事業基盤で、
市場価値の有る特許権などを担保
3. 評価方法
当該特許等をベースとした「事業」の
予想キャッシュ・フローの現在価値

- A. 投資有限責任組合
- B. 特定目的会社
- C. 信託

知的財産法によって保護を受けている
知的財産権のうち

知的財産を排他的に使用・収益・
処分する権限が確立されている

対抗要件が具備されている

実質的な有効経済寿命を有している

特許無効審判で、権利無効となるリスク

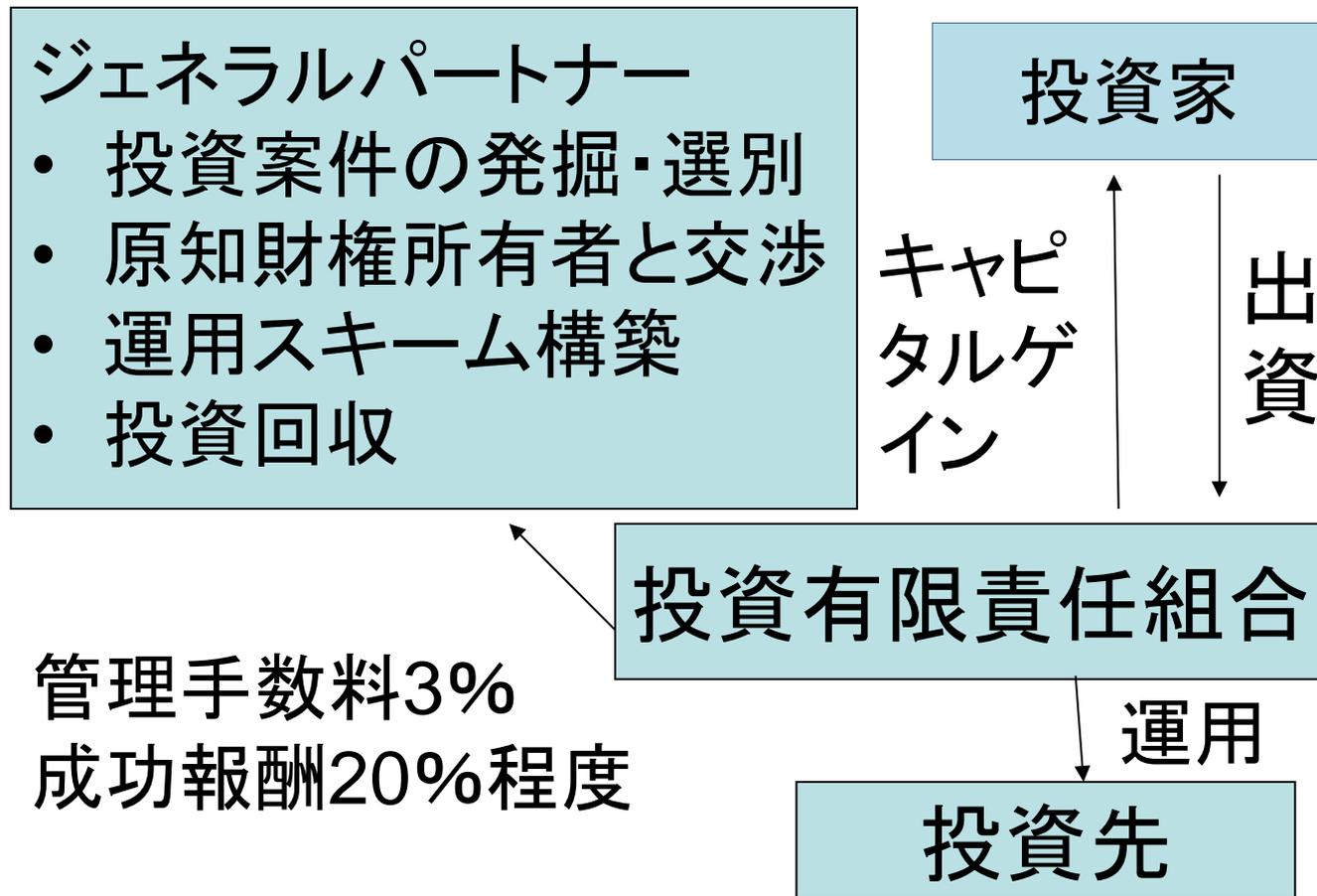
特許・技術等が短期間で陳腐化

侵害された場合の差止請求や
訴訟対応

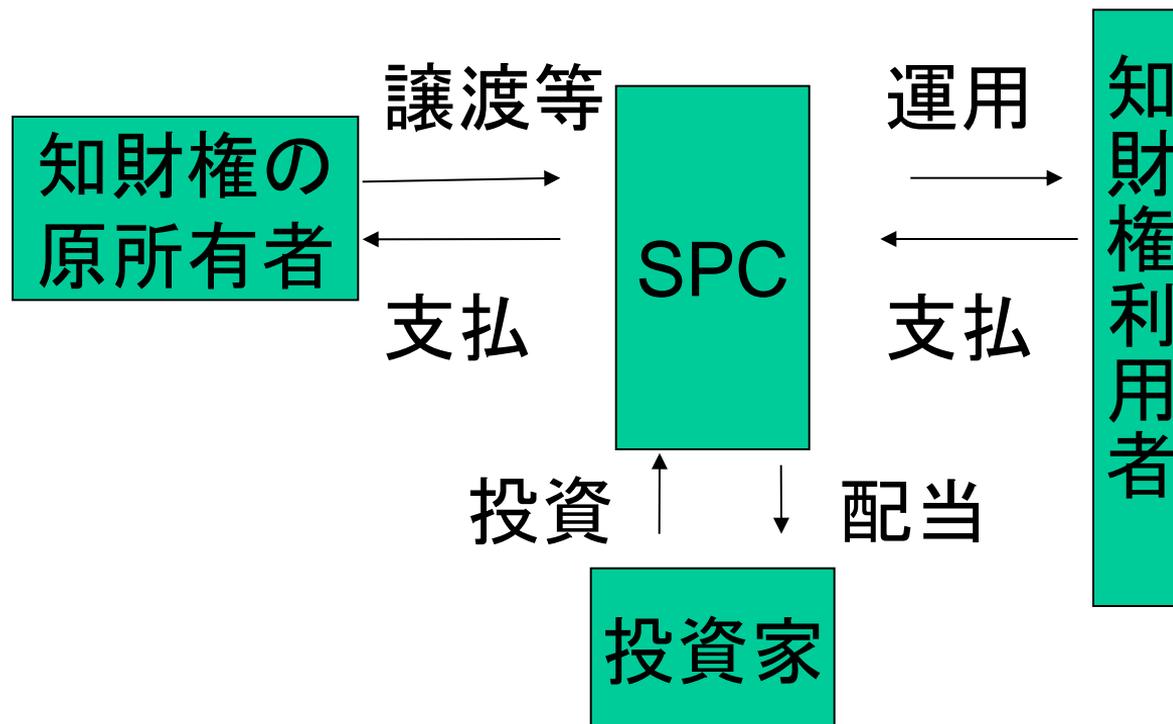
法人格を有し、出資のみの
組合員は有限責任

機関投資家等が組合に投資し
数10億円のファンドを形成

組合は企業・事業に投資し、利益を取得



Special Purpose Company



制作される作品の著作権等知財権と
運用窓口をSPCに集中

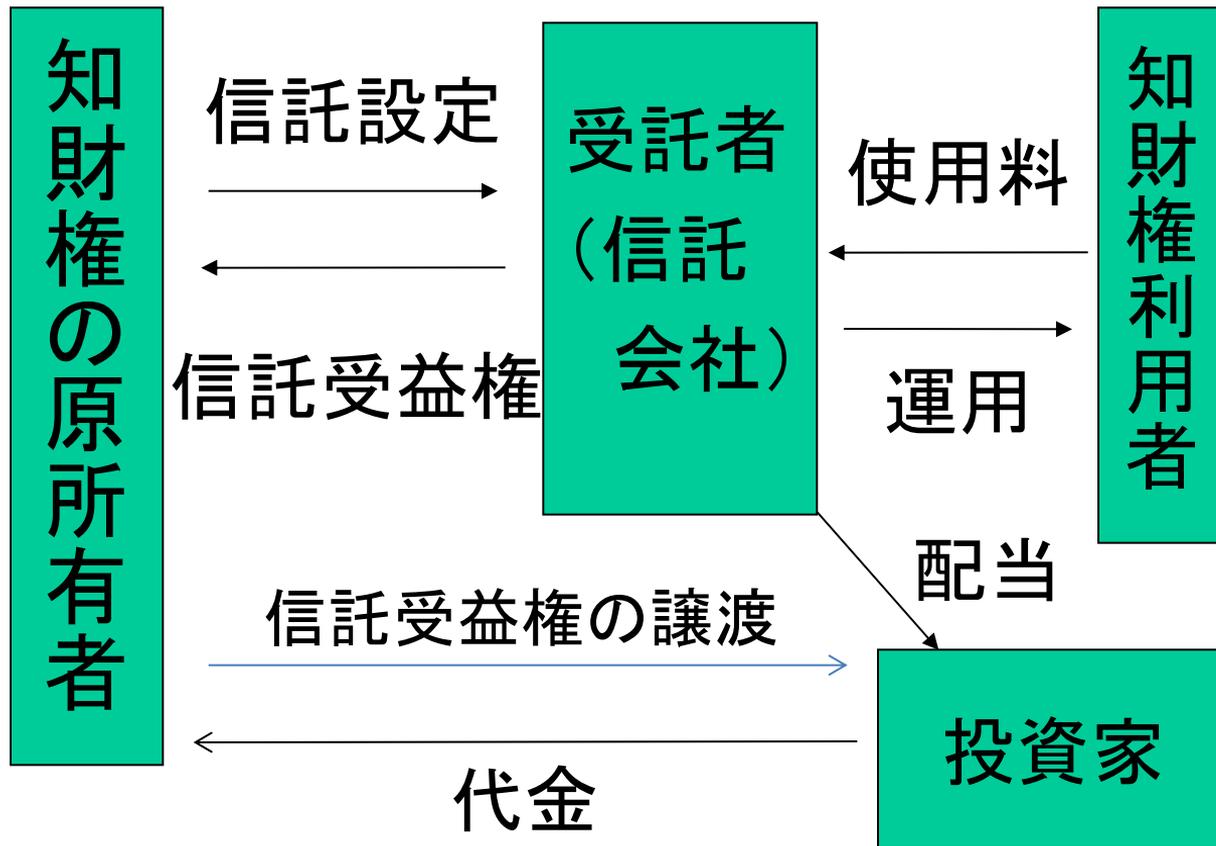
有限責任、透明性大、倒産隔離

知財権の権利はSPCに帰属

手間とコストがかかり、大型資金調達向

財産権の管理や処分を受託者に委ね
財産権から得られる利益を受益権として
受益者に帰属させる制度

譲渡ではないため、会計上・税務上
の手続きが容易



2004年の改正により、知的財産に
信託設定することが可能

流動化による資金調達メリットに加え
知的財産権の管理の一元化も享受

信託銀行が窓口で一元管理することで
管理コストの削減と、抑止力が期待